

第5章 日本標準職業分類の改訂要旨と主要改訂点

1. 改訂要旨

昭和45年3月の第1回改訂後、昭和59年に至り社会経済状態の変化により職業の面にも変化をきたし、現状に適合しない点が生じ、また分類体系、分類項目名及び内容例示等の一部にも不適切な部分も散見されることから、現行日本標準職業分類の改訂作業が行われることとなった。

作業は、まず現行分類の問題点を把握するため、関係省庁から同分類に対する改訂意見及び要望の提出を求め、これを関係省庁の分類関係者で構成した「分類幹事会」において審議し、改訂原案を作成した。

総務庁長官は、昭和60年12月20日の第398回統計審議会（会長 森口繁一東京電機大学教授）において、現行分類を改訂する必要がある旨、諮問（付：1）を行った。諮問を受けた統計審議会は、審議を分類部会（部会長 竹内 啓東京大学教授）に付託した。分類部会における審議は前記改訂原案を中心に行うこととし、同部会内に「職業分類小委員会」（委員長 江見康一帝京大学教授）を設けて、改訂原案を中心に詳細に審議を続けた結果、3月に小委員会案が作成された。小委員会案は、その後分類部会で審議され、4月に答申案としてまとめられた。答申案は昭和61年5月23日の第403回統計審議会（会長 篠原三代平東京国際大学教授）における審議の結果、原案どおり採択され、答申（付：1）された。総務庁は、これを受けて昭和61年6月26日「日本標準職業分類」の改訂を行った。

2. 主要改訂点

今回の改訂は、基本的にはできる限り現行分類体系を尊重しながら、分類体系、分類項目名等を、我が国の社会・経済の実情に適合させることとした。また、改訂分類は、職業に関する各種統計の作成及び利用に際して、従来より一層標準的なものとして広く利活用されることを目的に、分類項目の新設・廃止・統合・分割・分類替え・改称などのほか、分類項目の説明及び内容例示の変更が行われた。これらのうち、分類項目の新設・廃止・統合及び移動などの主要なものは次の通りである。

(1) 分類項目の新設・廃止

○分類項目の新設

1 大分類A 専門的・技術的職業従事者関係

- (1) 0 2 農林水産業・食品技術者（連番廃止に伴うもの）
- (2) 0 3 鉱工業技術者（連番廃止に伴うもの）
- (3) 0 4 その他の技術者（連番廃止に伴うもの）
- (4) 0 5 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師（連番廃止に伴うもの）
- (5) 0 6 保健医療従事者（医師、歯科医師、獣医師、薬剤師を除く）
（連番廃止に伴うもの）
- (6) 0 6 6 歯科衛生士、歯科技工士
- (7) 0 7 社会福祉専門職業従事者
- (8) 0 7 1 福祉相談指導専門員
- (9) 0 7 2 福祉施設指導専門員
- (10) 0 7 4 福祉施設寮母・寮父
- (11) 0 7 9 その他の社会福祉専門職業従事者
- (12) 0 9 2 社会保険労務士
- (13) 1 5 1 職業・教育カウンセラー

2 大分類B 管理的職業従事者関係

- (1) 2 2 会社・団体等の管理職員
- (2) 2 2 1 会社の管理職員
- (3) 2 2 2 公社・公団等の管理職員
- (4) 2 2 9 その他の法人・団体等の管理職員
- (5) 2 3 1 個人企業の経営者

3 大分類C 事務従事者関係

- (1) 2 5 1 総務事務員
- (2) 2 5 2 企画事務員
- (3) 2 5 3 受付・案内事務員
- (4) 2 5 9 その他の一般事務従事者
- (5) 2 6 会計事務従事者
- (6) 2 6 1 現金出納事務員
- (7) 2 6 2 預・貯金窓口事務員
- (8) 2 6 9 その他の会計事務従事者
- (9) 2 7 生産関連事務従事者
- (10) 2 7 1 生産現場事務員
- (11) 2 7 2 出荷・受荷事務員
- (12) 2 8 営業・販売事務従事者
- (13) 2 8 1 営業・販売事務員
- (14) 2 8 9 その他の営業・販売事務従事者

4 大分類D販売従事者関係

- (1) 354 飲食店主(調理に従事しないもの)
- (2) 358 商品仕入・販売外交員

5 大分類Eサービス職業従事者関係

- (1) 41 生活衛生サービス職業従事者(連番廃止に伴うもの)
- (2) 42 飲食物調理従事者(連番廃止に伴うもの)
- (3) 421 調理師
- (4) 43 接客・給仕職業従事者(連番廃止に伴うもの)
- (5) 432 身の回り世話係
- (6) 44 居住施設・ビル等管理人
- (7) 443 ビル管理人
- (8) 444 駐車場管理人

6 大分類F保安職業従事者関係

- (1) 50 自衛官
- (2) 501 陸上自衛官
- (3) 502 海上自衛官
- (4) 503 航空自衛官
- (5) 504 防衛大学校・防衛医科大学校の学生
- (6) 51 司法警察職員
- (7) 519 その他の司法警察職員
- (8) 52 その他の保安職業従事者

7 大分類I技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者関係

- (1) I-1 採掘作業者(亜大分類)
- (2) I-2 窯業・土石製品・金属材料・化学製品製造作業者(亜大分類)
- (3) 67 窯業製品製造作業者(連番廃止に伴うもの)
- (4) 679 その他の窯業製品製造作業者
- (5) 68 土石製品製造作業者(連番廃止に伴うもの)
- (6) I-3 金属製品・機械製造作業者(亜大分類)
- (7) 71 金属加工作業者(連番廃止に伴うもの)
- (8) 717 金属製品表面処理工(めっきを除く)
- (9) 72 金属溶接・溶断作業者(連番廃止に伴うもの)
- (10) I-4 その他の製品製造作業者(亜大分類)
- (11) 77 食品原料製造作業者(連番廃止に伴うもの)
- (12) 779 その他の食品原料製造作業者
- (13) 78 食料品製造作業者(連番廃止に伴うもの)
- (14) 789 その他の食料品製造作業者
- (15) 79 飲料・たばこ製造作業者(連番廃止に伴うもの)
- (16) 80 製糸作業者(連番廃止に伴うもの)
- (17) 809 その他の製糸作業者

- (18) 8 1 紡織作業者（連番廃止に伴うもの）
- (19) 8 3 木・竹・草・つる製品製造作業者（連番廃止に伴うもの）
- (20) 8 8 装寝具等身の回り品製造作業者（連番廃止に伴うもの）
- (21) 8 8 9 その他の装身具等身の回り品製造作業者
- (22) 8 9 その他の技能工、生産工程作業者（連番廃止に伴うもの）
- (23) 8 9 5 写真現像・焼付・引伸し工
- (24) I-5 定置機関運転・建設機械運転・電気作業者（亜大分類）
- (25) I-6 建設作業者（亜大分類）
- (26) 9 2 建設作業者（連番廃止に伴うもの）
- (27) 9 3 土工、舗装工、鉄道線路工事作業者（連番廃止に伴うもの）
- (28) I-7 労務作業者（亜大分類）

○分類項目の廃止

1 大分類A専門的・技術的職業従事者関係

- (1) 0 2 1 鉱山技術者
- (2) 0 3 1 製糸・紡績技術者
- (3) 0 3 6 蚕業技術者

2 大分類B管理的職業従事者関係

- (1) 2 2 1 駅長・区長
- (2) 2 2 2 郵便局長、電報・電話局長
- (3) 2 2 3 会社・団体等の管理職員

3 大分類D販売従事者関係

- (1) 3 1 1 商品仲立人

4 大分類Eサービス職業従事者関係

- (1) 9 2 4 赤帽・ポーター
- (2) 9 2 9 その他の個人サービス職業従事者
- (3) 9 3 2 置屋・待合・貸席の主人・支配人
- (4) 9 3 6 葬儀師、火葬作業員

5 大分類F保安職業従事者関係

- (1) 8 5 4 鉄道公安員
- (2) 8 5 8 踏切警手

6 大分類H運輸・通信従事者関係

- (1) 4 5 1 蒸気機関士

7 大分類F採掘作業者関係

(1) 大分類F採掘作業者

8 大分類I技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者関係

- (1) 542 ラジオ・テレビ修理工
- (2) 582 擬革・リノリウム・油布製造工
- (3) 611 げた製造工
- (4) 673 七宝工
- (5) 716 製塩工
- (6) 727 防水工
- (7) 732 熱絶縁工
- (8) 777 映写技士

(2) 分類項目の統合

新		旧	
(1)	602	ディーゼル・蒸気機関士	451 蒸気機関士
(2)	I	技能工、採掘・製造・建設 作業者及び労務作業者	453 ディーゼル機関士
			F 採掘作業者
(3)	674	れんが・かわら・土管製造 工	H 技能工、生産工程作業者及び 労務作業者
			664 れんが・かわら類成形工
(4)	675	陶磁器工（ファインセラミ ックスを含む）	665 れんが・かわら類焼成工
			666 陶磁器成形工
(5)	782	パン・菓子製造工	667 陶磁器焼成工
			683 パン・洋菓子製造工（キャン デー・あめ類を除く）
			684 和菓子製造工（あめ類を除く）
(6)	787	水産物加工工	685 キャンデー・あめ類製造工
			694 水産物加工工
(7)	831	製材工、チップ製造工	695 水産ねり物製造工
			601 製材工
(8)	833	木工、木彫工	602 チップ製造工
			604 木工
(9)	836	木製おけ・たる・曲物製 造工	605 木彫工
			608 木製おけ・たる製造工
(10)	838	とう・き柳・草・つる製 品製造工	609 曲物製造工
			613 どう・き柳製品製造工
(11)	887	貴金属・宝石・甲・角等 細工工	614 草・つる製品製造工
			768 貴金属・宝石細工工
			769 甲・角・きば細工工

(3) 分類項目の移動
中分類間の移動

	旧	新
(1) 1 4 1 社会福祉事業専門職員	1 4 その他の専門的・技術的職業従事者	0 7 社会福祉専門職業従事者 (0 7 1 福祉相談指導専門員) (0 7 2 福祉施設指導専門員) (0 7 4 福祉施設寮母・寮父) (0 7 9 その他の社会福祉専門職業従事者)
(2) 1 4 2 保母	1 4 その他の専門的・技術的職業従事者	0 7 社会福祉専門職業従事者 (0 7 3 保母、保父)
(3) 9 2 3 旅行遊覧案内人	9 1～9 2 個人サービス職業従事者	4 5 その他のサービス職業従事者 (4 5 1 旅行観光案内人)
(4) 9 2 5 物品一時預り人・賃貸人	9 1～9 2 個人サービス職業従事者	4 5 その他のサービス職業従事者 (4 5 2 物品一時預り人・賃貸人)
(5) 9 3 1 旅館の主人・支配人	9 3 その他のサービス職業従事者	4 3 接客・給仕職業従事者 (4 3 6 旅館主・支配人)
(6) 7 6 1 たばこ製造工	7 6～7 8 その他の技能工、生産工程作業	7 9 飲料・たばこ製造作業 (7 9 5 たばこ製造工)

(4) 大分類項目新旧対照表

新	旧
A 専門的・技術的職業従事者	A 専門的・技術的職業従事者
B 管理的職業従事者	B 管理的職業従事者
C 事務従事者	C 事務従事者
D 販売従事者	D 販売従事者
E サービス職業従事者	E 農林漁業作業者
F 保安職業従事者	F 採掘作業者 (廃止、Iへ)
G 農林漁業作業者	G 運輸・通信従事者
H 運輸・通信従事者	H 技能工、生産工程作業者 及び労務作業者
I 技能工、採掘・製造・建設 作業者及び労務作業者	I 保安職業従事者
J 分類不能の職業	J サービス職業従事者
	K 分類不能の職業